

第14回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和7年3月17日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員です。会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

内記町長並びに柿崎教育長より提出されております説明員は事前に配付した席次表のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

ここで皆さんに改めてお願いをしておきます。審査の冒頭でも申し上げましたが、総括質疑にあつては複数の課、あるいは複数の会計に係る質疑、総括的な質疑を行いますので、ただ単に所管課の際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めないことで全委員であらかじめ確認をしたところですが、改めて申し添えておきます。重ねて、総括質疑は経験則から一般質問のようになりやすいと感じておりますので、あくまでも次年度の予算審査である点を念頭に置き、質疑をお願いいたします。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、各課の審査の際に答弁保留となった事項に関し答弁を求められておりますので、これを許します。

農林課長。

農林課長 おはようございます。14日の農林課の審査の際、北村委員からの質問に対して答弁を保留しておりました事項について答弁をさせていただきます。

農林課抜粋資料中段になります。3ページ中段、諸収入の林業費貸付金元利収入の西和賀町

森林組合経営改善資金貸付金元利収入の令和6年度末残高についてでございます。残高については1,700万円となっております。

以上でございます。

委員長 質問者はよろしいですか。

（なしの声）

委員長 ないことを確認し、次の課に移行します。

次に、各課の審査の際に行った答弁に関し発言の修正を求められておりますので、これを許します。

学務課長。

学務課長 おはようございます。学務課予算審査での私の答弁について、訂正をお願いいたします。

学務課を抜粋した予算書14ページ、西和賀高校魅力化支援事業の西和賀高校前自動販売機設置工事補助金について、柳沢委員の質問の答弁で、設置に当たっては公募したい旨の答弁をいたしました。設置を予定している建物は民家、空き家であり、その所有者から改修と設置の了解を得た方しか設置は難しいことになります。ですので、町が保有している施設ではありませんので、所有者から了解を得て設置をできる方と町が協議する形になります。広く公募することは難しいことになりますので、答弁の訂正をお願いいたします。

委員長 質問者はよろしいですか。

（なしの声）

委員長 それでは、続いて議案第17号から議案第24号までの総括質疑を行います。質問する際は、どの会計でどの資料の何ページの部分かを分かるように発言願います。

それでは、一括で質疑を許します。

普本歌織さん。

3 番 私からは、1 点、申し訳ありません、資料のどこということが言えないのですが、職員の人件費に関わって質問したいと思います。

令和 7 年度会計年度任用職員について、給与面での改善が図られているかということで、どうしても不安定雇用になりやすい形態かと私は考えていますので、その辺り、令和 7 年度、改善が図られているかということでお願いします。

委員長 総務課長。

総務課長 おはようございます。ただいまの質問について、私のほうから答弁させていただきます。

会計年度任用職員の令和 7 年度の給与面での改善という部分でご質問というふうにお伺いしました。まず、会計年度任用職員の給与面での現在の状況でございますけれども、今年度、令和 6 年度から令和 6 年度の期末手当に加えて勤労手当の支給を開始しております。あと、勤務時間とか勤務スケジュールにもよりますけれども、基本的には正職員と同じような月数で支給をさせてもらってございます。また、今年度 12 月の人事院勧告に基づきまして、給与改定を行ってございます。それに伴う差額を令和 6 年 4 月に遡って、12 月に支給をさせてもらってございます。令和 6 年度の人事院勧告は、民間給与の状況を反映し、高水準のベースアップとなっていてございまして、ベースアップされた給与水準で令和 7 年度の予算についても計上させてもらってございます。引き続き、国や社会情勢の動向を注視しながら、職務、職責に応じた適切な給与水準を設定してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長 普本歌織さん。

3 番 今説明にあった令和 6 年度の人事院勧告に伴って、会計年度任用職員を含む職員の給与増につながる改定がされた、議会もそれを了承したということで確認しております。会計年度

任用職員の皆さんから、複数の方から給料が上がったということでお喜びの声も届いています。町のそういった対応は、非常に評価するものだと考えています。今の説明にありましたが、7 年度についても、そういった対応をしていくということによろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

会計年度任用職員については、先ほどちょっと答弁しましたが、人事院勧告に基づいて、同じような形で対応していきたいというふうに考えてございますので、職員と同じような形で給与が上がっていくという考え方でお願いします。失礼します。

委員長 普本歌織さん。

3 番 給与面のことは理解しました。

もう一つ、任用の考え方をお伺いしたいのですが、令和 5 年度 3 月定例会一般質問の質疑の中で、任用のことで質問をした際に、必要とする人材を必要な時間や期間、任用するものであるという説明をいただいています。令和 7 年度においても、そのような考え方で、本来正規職員で任用すべきところを会計年度任用職員で補うものではないという、そういった考え方でよろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今の委員のご質問にありましてとおり、会計年度任用職員の任用につきましては、町が行う業務において必要とする人材を必要な時間、期間を定めて、選考によって任用させてもらってございます。この考え方は、継続してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 真嶋実さん。

2 番 私からは、地域おこし協力隊について質問させていただきます。

資料ページということについては、令和 7 年予定している地域おこし協力隊の募集がたしか 7 つか 8 つぐらいの課にまたがっているという

ことで、ここでは具体的なページ数は示さずに進めさせていただきましても、そのとおりで各担当課の予算に分散されていて、現状としてなかなか予算の全体像が見えていないのではないかなというふうに感じられます。また、募集しても応募がないなど、ぶれによっては予算の枠の中で大きなずれが出てくるとも想定されるということの中で、もう一点は期待するものとしては、即戦力として期待するものだけでなく、今後の人材育成等々という部分での期待される効果もあるということから、即戦力的に各課の予算の中に分けるのではなく、企画財政のようなところでまとめて進めるということではできないのかなという疑問を持っています。

その上で、もし仕組み上、難しいというのであれば、せめて予算説明書の中で全体像が分かるような資料が必要ではないかと。併せて言うと、支出だけではなくて、収入についても、今の予算書で見る範囲ですと一般財源からという一くくりになっておりますけれども、地域おこし協力隊については国なりからの交付金等々のお金が動いているということでしょうから、実質自分たちの町で出すお金と、それから収入がある部分なども町民に分かりやすいような資料が提出できないかどうかということをお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 地域おこし協力隊の予算計上の考え方のご質問に対してお答えいたします。

現在本町では、各課の予算の中に地域おこし協力隊招聘事業として予算計上を行っております。これをただいま委員は、地域おこし協力隊業務の主管課である企画財政課のほうの予算にまとめて一括計上できないかというご指摘でございますが、予算計上の方法としては現行の各課計上方式が適切であると考えております。

その理由についてでありますけれども、例えばといいますか、予算説明書をちょっと御覧いただきたいのですが、予算説明書の3ページと

4ページを御覧ください。自治体の予算には、目的別と性質別という2つの分類がございます。ご提案のように、予算を一括計上した場合、性質別の予算構成には変化は生じないと思われませんが、一方の目的別の予算構成が変わってしまうことになります。本町の地域おこし協力隊は、産業振興分野、農林業分野、介護福祉分野、観光分野など、それぞれ異なる行政目的を持って活動を行っております。これらの予算を一括して計上することになりますと、各分野における予算額の実態が見えにくくなり、結果として歳出予算の正確な分析や把握が困難になるおそれが生じます。

このような観点から、地域おこし協力隊招聘事業に係る予算については、引き続き各課の所管事業として計上することが予算の透明性と説明責任を確保する上で、適切であると考えているところであります。

今の答弁は、あくまでも予算管理上の話でありまして、委員がおっしゃるようにここまで多分野で地域おこし協力隊制度を活用している実態に鑑みると、全体を一覧で確認できるようなものが必要ではないかというご指摘ももっともであるものと認識をしております。どのような表し方といいますか見せ方がいいのかよく考えながら、今後の宿題にさせていただければと思います。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 私のほうからは、町の広報活動の全般について伺おうと思います。

予算案の抜粋の資料で言うと、例えば企画財政課であれば9ページの北上線利用促進協議会であったり、11ページの協力隊募集事業、それから12ページの地域商社事業推進、観光商工課持ちで言うと9ページの観光協会への補助金、それから建設水道課で言うと除雪オペレーター確保対策などになるかと思います。

それで、各課で人手の確保であったり、あるいは利用の促進であったりというので、様々な

PR活動を町が直接あるいは委託して行っている状況だと思いますけれども、個別のPR、広報活動というのが町の全体の広報戦略に沿って行われるべきかなと私としては認識しておるところです。現状、それぞれの課で個別で行っている状況かと思えますけれども、現状がどうなっているか、それからそれぞれに関して全体でどうしていこうという話がされているかというのを伺いたいです。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

町全体の情報発信につきましてではありますが、まず予算的には、現状令和7年度、町全体の情報発信の強化という取組に関して、そのような予算的な手当てをしておりません。以前から特に委員からは、そのようなご指摘やご提案等をいただいていたところでありますが、対応が遅れておりまして、この点は大変申し訳なく思っております。一口に情報発信と申しまして、発信する対象をどこに向けるのか、その方法もいろいろあることは承知をしておりますが、まずは今回手始めに、町民向けの情報発信を強化する手段として、町の公式ラインアカウントを取得し、試験運用を行っているところであります。各種SNSのうち町民の皆様に最も普及しているものがラインではなかろうかという判断で、運用を開始したところであります。本格運用に向けて、今後運用ルールを定め役場内で共有をし、効果的、効率的な活用を図ってまいりたいと考えております。

そのほかの公式SNSの導入につきましても、順次拡大していきたいとは思っておりますが、効果的、効率的に運用していくためには運用体制を整える必要があり、その部分が課題になってくるものと考えております。多少の費用をかけて町内の人材等に業務委託することも視野に入れながら、今後町全体の情報発信全般に関して検討を進めていきたいと考えております。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 今答弁いただいたみたいに、大きく分けると町民とか住民に対する内向きの情報発信、情報共有と、町外に対する情報発信があるかなと思います。町内に関しては、今答弁いただいたみたいに、3月から公式ラインアカウントの運用が始まって、知見を今後蓄積していくところかなと思っています。

一方で、先ほど私のほうから挙げたような、協力隊の募集であるとか北上線の利用促進とかも、それに先行して事業としては始まっている状態かなと。それぞれの予算執行に関して反省すべき点等もあったと思いますが、そういう部分に関して、今のところは各課での反省にとどまっていて、全体としては共有されていないという認識でいいのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

それぞれ各課でSNS等、情報発信している部分がございます。一応、担当課としては把握はしておりますけれども、町全体の町の公式SNSなりアカウントとして情報発信しているわけではありませんので、本来であればその運用ルールづくりがまずは一番最初に取り組むべき事項でありましたけれども、そこが遅くなって、各課の個別の情報発信のほうで先行している状況でございますので、今後急いで町のSNS中心の情報発信の運用ルールを確立していかなければならないと思っております。

委員長 唐仁原俊博さん。

6番 今運用ルールを確立させていこうということでしたけれども、広報する分野によって、例えば観光分野であるとか観光の中でも北上線なのか、そうではない、こういうアクティビティがありますよということなのかによって、使用するSNSの媒体とかも変わってくるかと思えます。例えばエックス、旧ツイッターがいいのか、インスタグラムがいいのか、フェイスブックがいいのかなどなど、運用のためのルー

ルを決めなければいけないというのと同時に、総合的な町の戦略、こういう層に届くようにしようとかというのと同時に検討を進めていただきたいと思います。検討がないと、今回個々の事業に関する予算については、私は全くいいと思っているのですけれども、それが結局フィードバックがちゃんと回っていかないのではないかなと認識しているところです。今年度町としての戦略を立てるということに関しては、まず現状どうでしょう。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

戦略を立てることということでありますけれども、今現在、構えて広報戦略を今年度策定するという予定はございませんけれども、先ほど答弁したとおり、ライン以外のSNS、順次拡大していきたいと思っておりますので、そうした検討の中でどこをターゲットにしてSNSを使っていくかというような検討をしていくことがおのずとそういった戦略につながってくるものと思っておりますので、まずはそういったところから取組を始めていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 ここで当職の職務を副委員長に委ねたいので、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休 憩

午前 9時54分 再 開

副委員長 休憩を解き審査を再開します。

委員長から職務を引き継ぎました副委員長の高橋義彦です。暫時、当職が進行いたします。

それでは、ほかに質問ございませんか。

高橋宏さん。

8番 私からは、予算説明書の4ページ、先ほどもいろいろ話が出ていたようですけれども、西和賀町の歳出の性質別を見ていきますと、補助金の次に人件費が多いことが示されております。条例改正によって、昨年より3,000万ほど

人件費がアップしているようでありますけれども、少子高齢化の影響もありまして、最近では役場職員を募集しても応募がないこともあるというふうに聞いております。退職する方もいる中で、職員の数は今後減少するものと予想されます。

一方、役場の組織は、ある一定の期間を過ぎますと必ず配置転換があります。このように、職員数が減少する中で配置転換し、今年度の予算執行に当たり経験のない業務を行う場合、業務マニュアルなどがあって引継ぎをスムーズに行うようなことが確立されているのか。また、それをチェックしてミスを未然に防ぐような体制は、どのように確立されているのかについてお伺いします。

副委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

マニュアル整備及びチェック体制についてというご質問というふうに捉えました。委員ご指摘のとおり、職員数の減少によって、1人当たりの業務負担が増加していることは総務課としても認識してございます。業務の効率化を図るために、必要に応じて個別の業務に関する手順書を作成し、職員間で共有することはございますけれども、統一的な業務マニュアルというのは現時点では作成してございません。業務マニュアルは作成してございませんけれども、業務の継続性や効率性を確保するため、各課において、それぞれ担当において引継ぎ書を作成してございます。また、ベテラン職員が指導を行うことなど、業務のチェック体制も現地で取っていることになってございます。

今後は、業務の標準化やチェック体制の強化、ICTの活用による業務プロセスの見直しなども視野に入れ、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長 高橋宏さん。

8番 引継ぎの際には、引継ぎ書などが作成されているということだったのですけれども、そ

れを基に、経験者はこれはもう当たり前のことだというような感覚で引き継ぐかもしれないのですけれども、初めての人にとっては一般的というか、常識的な部分でちょっとミスが起こったりすることもあります。チェック体制については、もう少し具体的な方策が取られているのか、お伺いしたいと思います。

副委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

チェック体制につきましては、先ほどもちょっと答弁しましたが、ベテラン職員が指導するという形でチェックをしてございますし、今年度からスタートしております内部統制などによって支出等の管理などもさせてもらってございます。

以上でございます。

副委員長 高橋宏さん。

8 番 それで、チェックの際、二重、三重というか、ここでチェック漏れがあった場合はここだというようなのは、どこで二重、三重というか、チェックになっていくというふうに考えていけばいいのでしょうか。

副委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

基本的に、業務、作業をする場合は、起案という作業がございます。そういったもののチェックというのは、下から上に、最後、最終的には課長、そして物によっては町長までという形でそれぞれチェックが入るということになってございます。そういった体制を取ってございます。

副委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

副委員長 では、ここで当職の職務を委員長に引き継ぎます。

暫時休憩します。

午前 9 時 5 9 分 休 憩

午前 1 0 時 0 0 分 再 開

委員長 休憩を解きます。

発言がないようですので、お諮りいたします。これで総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で本予算審査特別委員会に付託された 8 会計の令和 7 年度当初予算の全てについて審査を終了することとします。

直ちに表決に入ります。表決は、議案ごとに行います。

議案第 17 号 令和 7 年度西和賀町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第 18 号 令和 7 年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第 19 号 令和 7 年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第 20 号 令和 7 年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第21号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第22号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第23号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第24号 令和7年度西和賀町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

以上で本予算審査特別委員会に付託された令

和7年度当初予算の全ての議案の表決を終了しました。

それでは、議長に対し本予算特別委員会の結果を報告するとともに、併せて3月19日の本会議において当職より本委員会の審査状況について報告いたします。

この際、お諮りします。議長に報告する委員長報告書の作成と委員長報告の内容については、当職に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

あわせて、お諮りします。本会議での委員長報告をもって本予算審査特別委員会を閉じることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

ここで私から皆さんにお礼と、審査の進め方に若干感じたところがありましたので、この際申し上げます。

各会計予算の審査につきましては、限られた時間ではありましたが、委員各位には熱心に審査していただいたと考えています。

一方で、西和賀町議会もペーパーレス化になり、委員会の運営、進行につきましても、より円滑に進めるための課題があり、今後改善していくべきところもあったように感じています。私自身も円滑な委員会運営について最大限努力を努めたところでありますが、委員各位、執行機関の皆様に改めて深く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもって予算審査特別委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時07分 閉 会